

横浜家庭裁判所委員会（11月18日）議事概要

1 日 時

平成17年11月18日（金）午後1時30分～午後5時

2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

安倍嘉人（所長）、石川恵美子、大久保博、岡崎勲、北村史雄、興石英雄、坂本由喜子、竹内直樹、田邊哲夫、平松雄造、堀内かおる、山上晃、山崎行雄、四方燿子

（その他説明者）

大内潤子、塩田寛明、佐藤友枝子

（幹事）

慶田康男、山本要一、大沼津、服部正博

（委員会事務局）

宇留川千秋、福永浩之、金子和子、平田明

4 議 事

(1) 所長あいさつ

(2) 協議テーマ

「明日の家事調停」 よりよい家事調停のために

(3) 意見交換の要旨（ : 委員長, : 委員, : 事務局, : 説明者）

ただいまから横浜家庭裁判所委員会を開催します。初めに、安倍嘉人横浜家庭裁判所長からあいさつがあります。

一言ごあいさつを申し上げたいと思います。まず、本日は皆様にはご多忙の中、家裁委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。まず御礼を申し上げたいと思います。また、日ごろから家庭裁判所の事件の処理、あるいは、運営につきましてご理解とご支援を

いただいていることにつきましても、この場を借りまして厚く御礼を申し上げたいと思いません。

さて、最近のニュースをごらんになっていて、随所に裁判員という言葉が出ていることにお気づきだろうと思っております。これは、司法制度改革審議会が内閣に設けられまして、2年間の検討を経て、平成13年に報告書をまとめ、その中に裁判員制度を導入すべしということが盛り込まれておりました。これを受けまして法律が制定され、平成21年から実施されることになっているわけでございます。

従来、刑事裁判は、裁判官が被告人の有罪か無罪かの判断、さらに有罪の場合には、量刑について判断をしていたわけですが、この分野に国民の意見を反映させるために国民の方々から6名の裁判員が入り、3人の裁判官と合計9名で事件の審理にあたる仕組みでございます。

これに代表されますように、このたびの司法制度改革の大きな柱が、国民の司法への参加であったわけですが、ただ、この司法への国民参加は、今に始まったものではなく、調停制度というものがその先駆けでありました。調停制度は、大正年間に創設されまして、80年を超える歴史を有しているものでございます。この間、民間の方々の良識を反映する紛争解決制度として十分な機能を果たしてきたと思えます。

家庭裁判所が戦後間もなくできたわけですが、昭和23年から家庭問題を解決する制度として家事調停ができて、以来長い歴史を持っているわけです。とりわけ戦後、新憲法のもとで民法の親族編、相続編が改正されまして、その改正の理念でございます男女の平等でありますとか、あるいは家制度の廃止といったものを、具体的な紛争解決の中で実現するために大変大きな力を発揮してきたと理解しております。その後も多少の出入りはありますけれども、着実に事件も増加の傾向にありまして、家庭紛争の解決に力を果たしてきたと言えるように思っているわけでございます。

そして、その家事調停制度の実質的な担い手であるのは多数の家事調停委員でございます。そういった形で支えられてきたわけでございますけれども、家事調停、一つの国民の司法参加のスタイルとして定着しているということが言えるように思っております。

とは申しまして、最近の情勢を見ておりますと、家庭のありようというものが大きく変化してきております。そういった中であって、家庭の紛争の中には、関係者の間に著しい感情の葛藤があるものも少なくないように思われますし、また、経済的利害の対立の厳しい事件も少なくないと感じております。こういった紛争を目の前にした場合に、当事者だけで任意の話し合いで解決に至ることはなかなか難しい状況にもあるわけですので、第三者の入った解決制度、とりわけ調停の果たすべき役割は大きいと感じている次第でございます。

その意味では、私ども、家事調停は長い歴史を持っているということで、これまでの蓄積だけに安住することではなくして、いま一度調停のあり方を見直しまして、紛争解決機能をさらに向上させるにはどうすればよいかを検討する必要があると考えているところでございます。

その1つの方法として、私どもでは、この家裁内で裁判官を中心にして研究会を設けて、家事調停の手の進め方について、初めから終わりまでいま一度見直しをしようと検討を重ねているところでございまして、こういったものも踏まえて改善を図っていきたいと思っております。

本日は、委員の皆様方には、社会の期待にこたえるためには家事調停をどのようにしていったらいいのか、大所高所に立ったご意見をいただければありがたいと思っている次第でございます。限られた時間ではございますけれども、どうぞ忌憚のない意見交換をお願いいたします。ごあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、この後の進行は安倍委員長をお願いいたします。

それでは、まず新しい委員お二方をお迎えしておりますので、新しい委員のご紹介をさせていただきます。

まず、山上晃委員。

山上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は横浜商工会議所の副会頭を務めております。会議所は、法律でつくられた組織でして、100年以上の歴史を持っておりますが、1万4000人ぐらいの会員で、主として商業、工業を営んでおられる事業の皆さん方で運営されております。

目的は、国の経済産業省のさまざまな中小企業対策等を地方のレベルでそれをサポートし、あわせて地元の中小企業の皆さんの声を国政に反映させるように我々がいろんな要望をお願いすること、あるいは中小企業のさまざまな経営に対していろいろアドバイスをする経営相談、それから金融的な仕事等々をやっておりまして、総合経済団体としてもっともっと力を入れなければならないと感じています。最近、商業、工業だけでなく、学校法人あるいは宗教法人も会員になる方が増えてまいりまして、法律も改正されまして、税理士とか弁護士等も、まだそれほど数は多くないですが、だんだん会員として増えてきまして、要は、何らかのこの地域とかかわり合いを持って事業をされている方々に幅広く会議所の会員になっていただいて、みんなでこの地域をよくしていくことをねらい、また、そういう期待にこたえて会議所は今動いているところでして、改革をしなきゃいけないことが、司法の世界と同じで、たくさんあるために努力をしているところでございます。

私、関東弁護士連合会で、弁護士からの裁判官候補者推薦に関する委員会の市民委員として、司法の改革という目的に沿って何らかの今かかわり合いを持っております。今度、この家庭裁判所の委員として、ご期待に添えるかどうかわかりませんが、委員の皆さんのご指導をいただきながら、役割、責任を果たしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

ありがとうございました。

続いて、四方耀子委員、お願いいいたします。

四方でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

私、子どもの虹情報研修センターでセンター顧問と研究主幹を兼務しております。子どもの虹情報研修センターは、世の中で大変問題になっております児童虐待と思春期問題に焦点を当てた情報研修センターとして、虐待防止法が制定されたのを受けて、厚労省と横浜市のご協力によりできたものでございます。できてから4年目で、まだ立ち上がったばかりでございます。正式には、日本虐待・思春期問題情報研修センターという名称です。子どもとその家族に適切な支援をして、子どもたちとその家族が幸せになるようにという願いを込めて、子どもと親を繋ぐ架け橋、そして支援に関わっている人たちを繋ぐ架け橋という意味合いが

ら「子どもの虹」という愛称で設立されました。

現在のところ、日本に一つしかない研修センターとして、児童相談所や児童養護施設、乳児院などの児童福祉施設、そして、市町村といったところで援助に関わる専門家たちを研修の対象としております。家族のあり方が変わってくる中で、いよいよ子どもや家族の問題が大きくなってきているわけで、この子どもたちと家族をどう支援していけるかと全国の様々な分野の方とともに研鑽しているところでございます。

今回、この委員としてちょっと戸惑っておりますが、私は、本当に一市民として出席させていただいて、一緒に勉強させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

そして、きょう、この意見交換の説明者として、調停委員お二方と家裁調査官を迎えております。まず大内調停委員から。

大内と申します。よろしく願いいたします。

私は、昭和63年4月の任命でございます。きょうは実際に調停にあっている調停委員の立場から説明があればということで、説明者として参加させていただいております。よろしく願いいたします。

私は塩田です。

選任は平成11年10月で、今現在ちょうど7年目に入ったところでございます。大内委員と一緒に、できるだけお話に参加させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

当庁の次席家裁調査官佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

きょうは席も前と変わって、こういう八角形にしてみました。四角いとなかなか話がしにくいかなという感じもあって、どんな雰囲気になりますか、どうぞ角の取れた話をいただければありがたいと思っているんですが、よろしく願いいたします。

まず、初めに、アンケートの結果でございます。この家裁委員会において、やはり来庁者の意見を十分伺った上で、今後の家裁の在り方を考えるべきではなからうかというご指摘をいただいたことを受けて、今年の7月、1か月間実施したものでございます。来庁者の数が

ら比べると非常に少ない数しか回答をいただけておりません。その回答内容を分類整理し、今日これから意見交換していただきますテーマにつきましても、このアンケートに指摘されているところを踏まえて論点の整理をさせていただこうと考えております。私どもとしては、調停のみならず、このアンケートに記載されていることを、今後の家裁の在り方を考える上での出発点として考えていきたいと思っております。

それでは、きょうのメインテーマに移らせていただきたいと思います。

今私がおあいさつで申し上げたように、家事調停はそれなりの歴史を持って、件数も伸びてきて、それなりに紛争解決機能を果たしていると考えてはいるわけですが、社会から見て家事調停が期待されているのかということについて、ご意見をいただきたいと思っております。例えば、離婚総数を見ますと、今、年間28万件余りあるようですが、その9割が協議離婚で行われている。調停によって離婚になるケースは9%、残り1%が裁判、こういう実態を見た場合に、協議離婚によってうまく解決されているのだとすると、調停調停ということはないだろうとは思いますが、しかし、果たしてそこはどうなんだろうかと、私どもやっぱり関心があるところがございますので、事件を担当していて、協議離婚で十分な話し合いができていなかったためにその後の紛争が持ち込まれている実情もあると感じています。例えば、離婚したけど養育料を決めていなかったとか、あるいは、養育料が低すぎたので上げてくれとか、財産分与等々、あるいは親権者を簡単に相手に渡したけれども本当は自分がほしかったんだとか、こういう紛争などを見るにつけて、協議離婚というものはきちんとうまくいっているのかなと。反面では、家事調停は県民の方々に十分理解されていて、来るべき案件が来ているんだろうかなと感ずることがあるものですから、こんな柱を立てさせていただいた次第でございます。

私は、今の司法あるいは、日本の国民性というものをよく反映していると感じました。やはり裁判の場に持っていくというのは、なかなか勇気の要ることで、それだけ敷居が高いといたしますが、よく2割司法というふうなことを言われますけれども、やはり日本の国民性の中に、和の文化といたしますが、そういうものが根強く残っていますので、あまり争いをした

くないというのがまずベースにあるんですね、良い悪いはともかくとして。仮に離婚せざるを得なくても、当事者同士で合意をして、話し合いで決めていくが、どうしても話し合いがつかないと、相当な勇気をもって、ようやく調停になっていく。そういう意味で、日本の現在の状況というのを非常に素直に反映した数字だなと思います。これは家庭裁判所の努力が足りないとか、機能していないとかということではなくて、国民性の中に根強くそういうものがあるということが1つと、それから、法曹界が、弁護士も含めまして、やはりまだまだ市民の皆さんに身近に感じるような体制になっていないと。例えば、弁護士一つとっても、身近に弁護士というのはなかなかいないですね。お医者さんですと、ホームドクターというのは多くの皆さんが抱えて、何か体調が悪くなれば、ホームドクターへ相談をし、それでさらに問題があれば、大きな病院へ紹介してもらおうという仕組みがもう生活の中に根づいていますよね。街の中でも、お医者さんというのは、もうあちこちにいらっしゃるわけです。それに対し、法的な悩みを抱えても、さてどこへ行ったらいいんだろうか。すぐ近くに、街角に弁護士の事務所があるというところはそうはないわけで、どうしても弁護士の事務所はこの裁判所の周辺に集まっておられますので、数も十分ではない。ですから、とても身近にならないんですね。ですが、もっと身近になるためには、どうしても数が増えなければいけない。そのための体制を整えるのにはもうちょっと時間がかかるので、私はこういう数字も、今のところ、やむを得ないなと思います。

しかし、現状を是認してもなお、もっと数字は変わっていてもいい、それぞれの立場の努力が必要な部分というのはたくさんあるのではないかと。繰り返しになりますが、1つは、市民側というか国民側の争いごとをあまり好まないという傾向が、徐々に時代が変わってきて権利意識が強くなってはいるけれども、まだまだ根強く残っており、裁判というのが非常に敷居の高い遠い存在で、裁判所をくぐるためには相当勇気の要る状況であることですね。二つめが、身近に法律にかかわる相談をするところがない、弁護士の数が少ない、法律の相談所が少ないことです。病院と同じように、お医者さんと同じように、市民の生活の中に根差してくるような体制ができてくると、当然のこととして、もっと増えてくるでしょうし、法的な問題については、法的な場で公平な形で裁かれる、お互いに権利がきちっと保護され

ることを当然求めてくるはずだと思いますので、それにはちょっと時間がかかるなという感想を持ちました。

私、この分野には全くの素人ですけれども、そもそも国民は、どうやったら離婚できるのか、離婚に至る手続の選択肢としてどういうものがあるのかということをごだけ知っているのか、ちょっと疑問に思います。テレビでドラマを見ていても、離婚の場面が出てくると、市役所、区役所でもらえるような離婚届の用紙が出てきますよね。そうすると、自然と協議離婚という制度は身につくんでしょうけれども、ほかにどうやったら離婚に至ることができるのかということは、理解されていないのではないだろうかという疑問があります。

実は、昨日、ある刑事事件の資料を見ました。裁判の記録自体を見たのではないんですけども、殺人事件でもう受刑している女性のことなんですけれども、協議離婚をした後に、女性のほうが荷物の整理のために元夫のところに行ったんですが、そこでのちょっとした口論から、激情にかられて夫の胸を刃物で刺して殺害してしまったという事件でした。その裁判の記録自体を見たのではないので、細かいことはわかりませんが、その資料を見ると、以前から夫に暴力を振るわれていたらしくて、いろいろいさかいがあったけれども、本当は離婚する意思はなく、何らかの行きがかり上、妻のほうから協議離婚の申し出をしたら、意外にも夫はすんなりそれに応じてくれてしまい協議離婚が成立してしまったというんですね。ですから、これなんかは、本当の意味で、双方に離婚の意思があったわけではないだろうと思うんですね。

で、その離婚という手続にどういう選択肢があるのか、あるいは、そういったことをアドバイスしてくれる人がいれば、もしかしたら協議離婚なんてことにはなっていなかったかもしれない。そういう事件を一つ昨日目にするのができましたので、そういう感想を持ちました。

ありがとうございました。いかがでしょうか。ほかの視点からのご意見。

弁護士は相談を受けておられて、今のような国民、県民の方々がごだけ選択肢について情報を持っているか、あるいは、法曹が十分対応できる体制になっているか、どうでしょうか。

弁護士会も、市民に親しまれる弁護士会づくりを目指してはいるんですけども、ただ、市民の方と懇談すると、さきほどのお話にもあったように、まだまだ敷居が高いということも言われるので、まだまだ不十分だと思うんですが。ですから、弁護士会が法律相談の窓口を、昔は弁護士会の本庁の建物の方でしかやっていなかったんですが、今はそれぞれ支部ごとに、川崎や横須賀とか、いろんなところになるべくたくさん相談窓口を設けているんですね。夜間の相談を受け付けているところもありますが、そういうふうにして、なるべく市民が相談しやすいように努力はしているつもりですが。

そして、その中で、離婚の相談というのはかなり多いと思うんですね。大体弁護士は、私たちも担当していますが、1回45分で4コマ担当しますが、この間もそのうちの3コマが離婚の相談でして、離婚の相談が非常に多いように思いますね。ですから、市民が気軽に相談できる窓口をたくさんつくるという努力をしていく必要があると思います。

今、DVの夫婦間暴力の事件も非常に多くなっているんですが、DVについては、横浜市は、各区に子ども・婦人相談というところがあって、そこで相談を受けると、弁護士会のDV事件を担当する名簿がありまして、その名簿に従って弁護士がついて事件を担当するという制度があるんですね。弁護士を頼む場合の一番の難点というのは、弁護士費用の問題ですけども、DVの事件でシェルターに保護されている人はほとんどお金もないので、法律扶助協会が弁護士費用を立替えて、弁護士を頼んで、本人はそれぞれの資力に応じて、毎月5000円とか1万円とかを償還していくという制度によって我々が受任して手続をするというようなこともあります。

一般の市民の方の意識として、従前に比べると、非常に知識をたくさん持っていらっしゃる方は多くなってきています。それでも、委員がおっしゃったように、離婚したいがどうしていいかわからないから相談に乗ってもらいたいとか、まれに、「離婚するにはどうしたらいいんですか」ということで、協議離婚、あるいは調停離婚、裁判離婚と説明するんですけど、そうすると、「2人だけで決めても離婚できるんですか」という方もいます。

基本的に、個々の問題ですが、あまり比率を問題にすべきではないのではないかなと思うんですよ。例えば、調停離婚、裁判離婚は、当然第三者が入っているわけですけど、協議離婚

もいろんな対応があると思うんですね。先ほどのように、成り行きで離婚した方もいるだろうし、暴力的に一方的に離婚された方もいるだろうし、それこそ弁護士が入って協議離婚が成り立った場合もあるだろうし、いろんな対応があると思うんですね。

それを全部協議離婚という言葉でくくってあるためにパーセントが高いだけであって、本当の問題は、その中の一つ一つのどのような離婚がされているのかをもう少し分析して、その問題点をやっぱり解決することが本来の問題ではないかと思うんですけど。だから、この調停離婚の比率を高めるのか、低めるのかって、あんまり問題じゃないと思うのですが、いかがでしょうか。

今、離婚そのものを見ていますと、本当に刹那的で、ひょいっと離婚しちゃうというような方もいらっしゃるわけですね。

しかし、先ほどどなたか委員がおっしゃいましたように、つまり、裁判所でいろんな助けがもらえるという、つまり、利用できる場所であるということをはほとんど知らないのが実情ではないかと思います。裁判所の調停を経た人は、ある意味ではハイレベルの方でしょうか。そういう社会的資源の存在をよく理解した上で、そこを利用できる力がある方であろうかと思いますね。だけど、現実には、全然知識もなければ力もないという方がやはり世の中には随分たくさんいらっしゃるようです。

ちなみに、私どもでは情緒障害児短期治療施設を運営しています。現在、子どもが50人近くいますが、実父母がそろっているのはたった2割です。あとは全部離別です。その離別後は、いろんな経過の中で、また再婚、離婚とあるんですけども、いずれにしても、実父母がいるのは2割なんですね。虐待された子どもの調査では、全国の情緒障害児短期治療施設の場合は、実父母がそろっているのは大体18%ぐらいです。しかも、その方たちは、当然と言ってもいいぐらい、調停というものとは関係がございません。ですから、そういった人たちがいらっしゃるということは、やっぱり認識しておかなければいけない。すごく大勢の方がと言っていいと思います。

それから、もう1つは、これは神奈川県下のある市なんですが、その市の中の一人親、母子家庭の90%は離婚です。離婚によって母子家庭になる。その母子家庭で児童扶養手当を

受けている方が30%ぐらいですね。30%の人たちが受けておられるわけなんですけど、その平均所得は非常に低いんですね。年間所得135万ぐらいです。で、養育費をもらっている人が32%ぐらいです。ですから、やっぱりこの方たちも、もらえないような事情の人であるということは十分わかりますし、そうだからなんだろうと思うものの、離婚をめぐる公のところで何らかの知恵を借りる可能性はやっぱりあったほうがいいと思うんですね。

ですから、皆さんと共通のことなんですけれども、裁判所がいわゆる利用できる場所として、社会的に認識されるよう、これからそういう努力をしていっていただきたいなと思いますね。つまり、今まで私たちの思っている裁判所というところは、何かあって呼び出されて怒られるところとか、裁かれるところとか、そういった認識があるわけで、利用できる場所、そして、どんなメリットがあるかということをやっぴり理解していただくことが大事ではないかと思います。

日本と比べて、アメリカだとかヨーロッパの先進国では離婚について裁判所で解決しているのが圧倒的に多く、当事者間で合意をするようなケースというのは非常に少ないようです。そうであれば、それだけ向こうのほうが法意識が強いとか、権利意識が強いとか、そのことによって、多分、比較的権利が守られて、公平な結論が出されているだろうと。それに比べて、日本の状態がいかにもおくれていることを示す数字なのか、あるいは、そういう結果になっているということなのか、ちょっとほかの国と比べてみないと、この数字を見ても、この数字がいいのかわるいのか、なかなか評価しにくいということがあります。また、さっきご意見がありましたように、そもそも協議離婚の中身というのは、それぞれいろんな性格で最終的に合意になっているんじゃないかと。その間に弁護士がちゃんと入って、比較のお互いの主張をきちっとすり合わせをした上で協議が成立したというケースもあるだろうし、そうではなくて、あまり法律知識のないまま、どちらかに一方的に押しつけられて、やむを得ず判こを押して協議が成立したという、もう中身はばらばらだと思うんですね。ですから、その状態なんで、協議がすべてだめということでも確かにはないだろうと思うんですが。

一般論としては、やっぱり裁判所まで持ってきて調停に入ったのは、かなりその辺、手当てがされているだろうと。協議に比べれば、多分、公平に扱われているだろうというふうには

考えると、そもそもアメリカではどうなっているのでしょうか。もっとウエイトがうんと高いんですか。それとも、全然制度が違うんですか。

詳しい制度は手元に持っておりませんが、諸外国は基本的に裁判所で離婚するという仕組みになっているというふうに理解しています。協議による離婚を認めている国は少ないということです。ですから、協議の延長線上である調停という制度は、もっとまれだろうと思います。これは、社会の仕組み自身の問題もあると思いますが、宗教的な理由などもあったりして、離婚原因のとらえ方もいろいろあるんだらうと思いますので、ちょっと比較はしにくいところではあります。

だから、司法と国民の関係というのは、そういう関係なんですよ、日本の場合には。基本的に行かない、自分たちで解決するという国民性ですかね。それは変わってきている。でも、教育の場でそういうことを教えられていないから、もう裁判所へ行くというのは相当問題のあることですよ。あそこへ行くのは、もう相当な悩みを持って、どうしようもなくなった異例な人が行くんだと。大半の場合は、行かないで、こちら側の生活の中で解決しているのに対し、行く人は異例なんだ、普通でないのだと思われがちなんです。そういう目で周りから偏見を持って見られるというふうな風潮がずっとある。学校でもそういうことについてきちっと教えられていない。

要するに、裁判所という場に私たちはすぐ行って、そこに弁護士という立派な仲介をする方がいらして、法律についていろいろなアドバイスをしてもらって、それで、きちっと裁判所ですべて争いというものは法的に解決をしていく。それが当たり前なんですという社会になっていけば、随分変わってくるでしょうけれど、それだけ日本の社会はおくれているのか、そうではなくて、日本人の文化というのはそうなんだから仕方がないというふうに思うのかですね。ただ、時代はだんだんグローバル化していますから、多分、アメリカ、ヨーロッパのように、だんだんそういうふうな、自然にそういう方向に流れていくだらうと考えています。

そのときに司法の体制がついていない。弁護士だとか、裁判所の体制だとかですね。案件はどんどん増えてくると。現状のままでは、事務的にスピードをもって処理していか

ければ裁ききれないということになったときに、かえって弊害が出ますよね。だから、急がなきゃいけない問題だなと私は思っているんですが。

今日ご出席の弁護士の方もたくさんいらっしゃるので、批判をするつもりはないんですが、弁護士の世界では、競争原理が働いていないわけです、お医者さんと違って。お医者さんのように、もうたくさんいらっしゃると、積極的に自分のほうから、「私はこういう技術を持っている」、「こういう得意な分野があります」、「今度ここに開業しましたから、どうぞ」という、どんどん広報をやりますよね。多分、弁護士の世界では、まだそこは制約的に、広報なんかは、だんだん緩和されてきているようなんですが、積極的にそういうふうには動けない状況にまだ置かれている部分もあるでしょう。したがって、市民はほとんど知らない。どこにどういう弁護士がいて、どの弁護士がどういう特色を持っているのか、そういうことが広く知られてくると、何か問題が起きたときに、「じゃあ、あの弁護士のところに相談に行こう」というふうにはこちらが動き出すんですけど、今は待ち受け 言うては悪いんですが、弁護士というのは、もう今抱えている仕事でいっぱいであり、あえてそんな広報してお客さんを呼び込まないというのが現状ではないですかね。だから、そこが変わってこない限り、とてもこちら側にその情報が伝わってこないということがあるんじゃないかなと思います。

私は、少年補導員として、どちらかという、非常に突出した子どもたちを対象に、日ごろいろいろ相談に乗ったりしているんですけど、私の身の周りでも、離婚について安易な面がある。例えば、「うちの亭主はもう全然働き者でないし、遊んでばかりいるから」というようなことで、簡単に離婚するんだということで離婚届を出したり、それから、お祭りのみこしを担ぐのが好きで、毎週あちこち探して担ぎ歩いていたんだけど、戻ってみたら、お母さんのほうが、いい人を作ってどこかへ行っちゃったとか、もうそんなケースもたくさんあるわけですね。

その中で、お互いに夫婦で協議して離婚しようというのは、もう本当に少ないんですね。で、経済的にも割に恵まれていないと言いますか、むしろ財産分与とか、そういう話なんかは全く出ないような状態ですから。本当に一方的に、こういうことで別れるからということと言うと、自分が役所で書類をもらってきて、「ここに判こを押してよ」というようなもので、

売り言葉に買い言葉ではないですけど、それにぼんと押しちゃって成立しちゃうというケースが、私どもの身の周りでは多いように感じています。

今回の調停制度とか裁判所制度のどうのこうのというところまでとてもいかないんですけども、やはり私も、小さいときもそうでしたし、私の理想としているところは、田舎のほうですと、お寺の住職と学校の校長先生とかというものがその子とかかわっていたり、親がその先生に教わったとかというふうなことから、相談をして、「どうなんだろう、こんなんだけど」「じゃあ、ちょっと亭主を連れてこいよ。一遍飲みながら話しようよ」というようなことで、相談をして、いい方向に向かっているケースもかなりあったと思うんです。

最近では、そういう意味で見ると、学校の方も、家庭のトラブルというのは、もう子どものことでも、一たん学校外へ出たことは、ひとつそれはそちらで見てくださいというようなことで、学校と子ども、特に家庭とのかかわりというのは一切持っていませんので、そういう点では、私は非常に残念だと思っています。そういう制度やいろんな施策の中で、きちっとみんなで子育てをしていこうよ、みんなでお互いに協議していこうよという姿勢ができてくれば、また昔のような、本来の日本人のよさといえますか、そういうものがまた生まれてくるのではないかなというふうに思っています。

ですから、現場サイドで見れば、おっしゃったように、非常に費用もかかることで、裁判と言えば、子どものことで裁判所へ呼ばれて、いろいろ嫌な思いをしたというケースぐらいで、裁判所はやっぱり敷居が高いと感じ、そこまで争うまでのことはないというふうなことで、双方で簡単に離婚しているケースが非常に多いのが実情ではないかなと思っております。

実は、最近なんですけれども、近所の女性が、結婚して3年して、やっぱり離婚したいということでだれに相談していいだろうかと随分迷ったらしいんですね。たまたまうちの家内が個人弁護士事務所のパートをやっていたものですから、何かいい手立てはないだろうかと相談があったようなんですね。

そこで、例えば、法律相談なんかを紹介して、その中でいろいろ話をしたみたいなんですけど、その中で、やっぱりそれは調停に持ち込むのがよいという話になりましたが、調停を

していただくについても、じゃあ、調停の中でどうやったら有利になるんだろうかと。というのは、調停の中で果たして公平にやってくれるだろうかということですね。その中で、やっぱり弁護士をつけたほうがいいだろうということで、そういう結論に達したらしくて、弁護士はだれがいいだろうかとということで、またいろいろ法律相談なんかをする中で、女性の方をお願いしたらしいんですね。弁護士も「じゃあ、私がやりましょう」ということになって、それで、費用はこれぐらいかかりますよということが示されて、今度は、逆にこの費用が正当なのかどうなのかと、またその辺の相談にみえて、それは専門の方に聞いてくださいということで私は言って、結論的にはその方をお願いしたようなんです。言いたいことは、過程の中で、まず知らないことがいっぱいあって、弁護士の費用についても全然わからないし、調停についても、果たして公平なのかそうなのかということについても、その場の時点では、その方は疑念を持たれていたみたいなので。

結局、要するに、何が何だかわからないままに、どうしたらいいかと、もがいている。その辺がどうやら、実情ではないかなという感想です。

ありがとうございました。まだまだこの関係のご意見がおりかと思うんですが、今伺っているところからすると、当事者の方々が紛争を目の前にしたときに、調停というものを十分知る状況になっていない、アクセスする途がなかなかないのが実情ではないかということを理解いたした次第でございます。

それでは、これを前提にして、では、家庭裁判所はどういう紛争にどのように対応しているのかということについて、その対応のあり方についての意見を伺い、さらに、周知の方法についてのご意見をいただきたいと思いますが。

まず、その前提として、事件がどのような状況なのかということ、説明させていただいて、その上で、次の運営の工夫の問題に移りたいと思います。

今、皆様方のご意見を伺いますと、まだ調停は十分県民に利用されていないんじゃないかというご意見を賜ったんですが、数字の統計的なものから言いますと、家事調停は年々増加しておりまして、しかも、その中でも、子どもに関する紛争が非常に増えております。席上配付させていただいております資料9というところに、子の監護をめぐる争いということで

の数字が出ておりますが、子の監護に関する処分というのは、具体的には、養育費の請求だとか、あるいは、監護者の指定、子の引き渡しとか、面接交渉といった、そういったさまざまなテーマを扱っているわけで、その中でも、特に監護者指定とか、それから面接交渉、これは、子どもと別れて生活している親とが会う機会をもつことですが、こういったものの伸びが非常に高くなっていることをごらんいただけるのではないかと思います。ですので、まだまだ家事調停の利用が少ないというご意見もございましたが、増えているものの中では、子どもに関するものが非常に多いという現実がございます。

次に、この子をめぐる紛争が、固有の困難性を伴っていることを指摘したいと思います。調停では、まずそれぞれが主張を述べ、相手の主張の背後の事情だとか、感情だとか、そういったものを理解して、お互いに互譲の精神で法的にも妥当な合意点を探していくというのが一般的な解決モデルだと思います。ところが、子をめぐる紛争においては、双方が譲り合うと言っても、少しずつ譲り合っているわけにはなかなかいかない現実がございます。

また、経済的な問題であれば、合意ができない場合、家庭裁判所が審判という形で判断を示すということも可能なんですけど、面接交渉等におきましては、家庭裁判所が判断を示して、月に1回会いなさいというようなことを示しても、両親が全面戦争している状況においては、そこで面接交渉をさせても、子どもにとっては決して意義のある面接交渉にならないという、そういった難しさがございます。

また、どちらを親権者にするかというような場合で、従前は、比較的小さい年齢であれば母親というように、性的役割分担といえますが、そういったものが一般的に受け入れられている時代がございましたが、現在は、女性も仕事を持って、必ずしも日常いつも子どもと一緒にいるわけではない。また、男性も、育児参加に目覚めた男性が非常に育児にかかわっているということがあって、いわゆる伝統的な性的役割分担というところで決めることも困難になっていると思います。

また、面接交渉の問題は、親権だとか財産関係で争ってきた夫婦が、最後の争いの場といえますか、もう本当にそこが最終戦争の場というふうになっている例が多々ございます。そこにおいては、離婚に至った原因自体を蒸し返して争おうとしたり、あるいは、離婚しきれ

ていないのか、争うという形によってかろうじて結びつきを保っているのではないかと思われるようなご夫婦もおられます。面接交渉というのは、経済的に何か給付するという問題ではないので、ある意味で究極の心の問題とも言えます。ある母親は、「私が大事にしている子どもの写真さえ見せたくない」というようなことを主張されることもありました。このように、子どもをめぐる紛争というのは、その紛争の性質から、やはり固有の難しさというものがあるのではないかなというふうに考えております。

また、もう1つの問題としては、これは子をめぐる紛争に限定されるものではないんですが、やはり相当対応に苦慮する当事者の方が増えておられるような印象を持ちます。統計的に数字を述べるということではできないんですが、非常に権利意識が強くて、自説を絶対に曲げないとか、それから、ちょっとしたことに怒りだして興奮してしまうとか、あるいは、すべてが敵か味方かみたいな発想で、調停委員会も巻き込んで自分に都合よく動かそうとしたりとか、あるいは、かなりうつ的な状況といえますか、非常に敏感な状況になっていて、情緒的に非常に不安定だというような方も多々調停にお越しになっているような印象を持っています。そういったような難しさを、現場で仕事をしている調査官としては感じているという状況でございます。

困難な事件が増えているということをちょっとご説明させていただきましたので、それを受けて、では、調停の場ではどんな工夫をしているかということの具体的な場面のお話をさせていただきたいと思っております。

調停事件が提起されますと、呼び出しをして、双方当事者に事情を聞きながら、話し合いの道を探っていくのですが、調停に携わっている調停委員からお話をさせていただきたいと思えます。まず公平性の要請、さきほども公平にやってくれているんだろうかという不安があったというお話がありましたが、公平性についてどんな配慮をしているか、あるいは、実質的な協議がどのように担保されているかということについて、まず調停委員から説明をお願いしたいと思います。

調停においでになる方は、さまざまな経緯で調停の存在を知って、おいでになっていらっしゃるんだろうと思えます。どなたか先ほどおっしゃった、ハイレベルの方、ある程度知識

のある方が調停のことを知っておいでになるというようなご発言があったんですけれども、最近では、そうばかりも言えないかと、思います。私ども調停をやっておりまして、全くそういうことは考えられない方も大勢おいでになるようになってきていると思います。

調停委員としましては、やはり皆さんがおいでいただいて、どのような結果になろうとも、調停に来て本当によかった、心の整理がついたとか、将来の見通しがついたとか、そういうふうに見えるような調停、そういう終結ができるような調停を心がけるようにしております。

そして、大事なことは、調停委員と言えども一般の民間人でございますので、常に審判官（裁判官）と連絡をとりながら、法律問題など協議しつつ進めていっております。

裁判所においでになり、調停を申し込みたいという方の、調停への期待というのは、やはり公平に扱ってもらえるかどうかということが一番心配な点ではないかと思っております。公平性には2つの点があると思います。大きく分けまして、手続上の公平と、それから、実質的な公平だろうと思います。

手続上の公平については、一番気になることが、時間の配分です。申立人と相手方という形でそれぞれ交互にお入りいただきます。同時に入室いたしますと非常に困難を極めることが多いものですから、別々に交互にお入りいただいております。それが原則なんです。で、最初に調停に対する説明をするときに、調停の流れとはこれこれこういうことで、双方お話し合いによって決めていただきたい、それから、私ども調停委員が決めるのではなくて、お手伝いを十分させていただきますけれども、皆さんがこの場で意見を交換し合いながら、譲歩し合いながら決めていただきたい、決めるのは皆さん方ですよというような説明をいたします。そのときに、時間の配分についても十分納得していただいて、例えば、20分ぐらいかかりますと、お待ちいただくのも20分ぐらいですよとか、初回ですから申立人サイドがちょっと時間がかかるかもしれませんとか、お断りをしながらお話を進めてまいっております。

それから、もう1つは、代理人がついている方と、ついていない方がいらっしゃいます。もちろん、双方ついていない方もありますけれども、一方がついていて他方がついていないなんていうときには、やはり非常に注意をします。ついていない方は、自分が不利になるの

ではないかというご心配を非常になさいます。ですから、そういうときは、全く心配はありません、私どもは、代理人の弁護士がついていようと、ついてまいと、それは関係なく、十分それぞれのご主張、それから真意をお伺いしていきますので、ご心配ありませんよということを事前によく説明して、それから始めるようにいたしております。

また、実質的な公平性ですけれども、まず、やはり私ども人間ですから、その方の外観とか、申立の資料を最初に拝見して、それによって左右されないように、特にその点は常に調停委員みんなが気をつけている点だろうと思います。

お互いに、どこに問題の真意があるかということをよく見きわめるために、説明とかお話を聞く場合には、なるべく専門用語を使わないようにしています。平易な言葉で、一般に生活している、そのときに使うような言葉ですね。例えば、「婚姻費用」などという言葉はなるべく使わないで、皆さんが月々使う生活費ですとか、「面接交渉」などということばも、親子が会いたい日を決めたりするようなどきにはなどと言い換えたりします。一応面接交渉はこれこれこういうものですよという説明はするんですが、その後の流れのお話の中では、なるべく専門用語を使わないように説明したり、お話を伺ったりするようにしております。

それから、ジェンダーバイアスのことも、先ほどちょっと出ましたけれども、最近では男女対等という意識が皆さん非常に高まっております、女性も働いている方が多くいらっしゃいますし、それから、働いていなくても、私は家事をしっかりしているんだから分業だというような意識の方もいらっしゃいます。そういうときに、うっかり「奥さん」とか「ご主人」とかというような言葉を使って、険悪な仲なのに、「あれは主人なんかじゃない」とか言われることがございますので、なるべくそういう言葉も使わないように、最近ではみんなで気を使っております。何とお呼びするかというと、やはり名字は同じ場合が多いものですから、「お名前を呼ばせていただいてよろしいですか」というお断りをしまして、「何々さん」というように使うことが多いです、最近では。

それから、私ども調停委員を、当然当事者の方々は、鋭い感覚で批判なさっているんだろうと思います（自分たちのことを公平に見てくれるだろうかという目で）。それは、男女1人ずつと、それから、裁判官と3人で構成されている調停委員会なんです、通常は男女の

調停委員でお話を伺っております。それで、裁判官には、折に触れてちょいちょいお入りいただきたり、協議して、進行しているんですが、例えば、男性の調停委員がリードして、男性ばかり質問したり、答えたり、指示したりというようなことがないように、女性は女性の立場、また、人間的な立場から、公平な目で双方2人が同じような立場で働いているんだよと、皆さんの問題にあたらせていただいているんだということを態度で示すように、それは極力注意をしております。

それから、女性には女性の調停委員が聞くとか、男性には男性の調停委員が聞くというような、ことはいたしておりません。どちらからでも話ししやすいように、その場の雰囲気雰囲気で交互にお話を伺っているのが現状です。

また、もう1つ大事なことは情報の共有化です。例えば、片方の当事者に近々再婚する予定があるとか、それから、自分は別居中で引っ越してしまっていて相手に住所を知られたくないとか、いろいろおっしゃる場合があります。それもケース・バイ・ケースですが、その問題を解決するには、例えば、住所だとか、再婚の内容を秘匿することが解決のためによければいいんです。けれども、そうではなくて、そういうことが次の養育費の支払いの問題や、あのときは全然知らなくて、調停が成立した途端に相手が再婚しちゃったなんていうと、もうだまし討ちに遭ったような思いになりますから、やはりある程度隠してほしいという意向を示される方に対しては、なぜそれを隠さなければいけないのか、隠す理由をよく伺うようにしています。それから、秘匿することによる弊害がある場合はよくお話しして決めていかなければいけない。両方にとって不公平がないよう配慮しながらお話が進むように努力しております。

さらに、養育費にしる、財産分与にしる、また、別居期間の間の生活費である婚姻費用にしる、片方がもし経済的にもう能力がないために何を言われても払えないよというようなお話が出たりすることがあります。何が一番大事か、例えば、養育費の問題、払えないと言われても、お子さんは毎日食べたり、飲んだり、着たり、学校へ行ったりしなければならぬ、お金はかかりますよねというようなお話をしながら、よくわかっていただくようにして、ゴネ得が通らないような努力も、私ども一生懸命しているつもりでおります。

最後に結論が出る場合は非常にいいんですが、非常に残念なことですが出ない場合もあります。結論に持っていく場合も、自分だけが損をしたとか、自分だけが譲歩したというような思いにならないように、双方で少しずつ我慢し合った結果がこういうふうになったんだと思えるような調停の終わり方を、私どもは日々努力しております。ときには、「本当にここに来てよかった、ありがとうございます。」とか、後になって書記官を通じてお礼の手紙が来ましたよとかのうれしいお知らせも時々ございます。

続いて、実質的な協議をどう確保しているかということについて、塩田委員からお願いします。

調停に来られる方達は、当事者双方が今まで家庭でいろいろ話してきて、うまく話ができないからだと思われれます。当然、感情的に対立したまま出てくるのですから、そういう状況で話をスムーズに進めて満足な結果を得るためには、いろんな配慮をしなければいけないのは当然だと思います。調停では、テーブルに双方がある程度解決への意欲を持って着くということが大事なわけで、場合によっては、もう最初から、調停には来たけれども、一方がここでは解決できないということを勝手に判断して、1回目で相手がちゃんと話に乗ってこないと思うから、調停はむしろ不調にしてほしいというの也有ります。調停は不成立にして、訴訟に移りたいということを非常に早急に考えて、弁護士がついている場合などで、調停を早く終わらせたいとする意向を最初から主張する当事者もいます。それから、双方が一応テーブルには着くけれども、一方が主張するのを、相手方がその話に耳を傾けたり、実質的な話し合いに乗ろうとしない、あるいは、解決の意欲のレベルが全然違うというような場合もあり、どうやって率直な話し合いのテーブルに着いていただくかというのが一番工夫の要るところです。

そういうことがありますので、私どもとしては、調停というのは双方が出てきてちゃんと自分の主張することと、相手の主張をよく聞くことが必要であることを心をつくして伝え、少なくとも1回はちゃんとそれぞれの主張をしてくださいという形で双方を説得します。1回目は、お互いの事情や主張を聞いて、仮に最初は話し合いが難しいという状況であっても、何か話を進められる糸口があるだろうということをその中で探っていって、場合によっては

評議で審判官と、場合によっては調査官の意見も聞きながら実質的な話し合いが進められる系口や進め方を見出すよう心がけます。

したがって、タイムリーな評議というのは、私は大事なことだと思っていて、進め方が難しい案件では、あまり自分達で頑張っていて、調停委員だけで方向性を決めようとか、早く結論を出そうということに急ぎすぎますと、やはりいい結果にはならないということが非常に多いと思います。

一番大事なことは、こちらの意見をあまり早い段階から一方的に言わずに、同じ目線で当事者の言っていることをやっぱりじっくり聞く。それも、どうしてそうなったのかという質問なども交えながら、じっくりまず聞くということが一番肝要だろうと思います。あまり早い段階でこちらの意見とか、アドバイスとか、場合によっては経験者としてのアドバイスとか、説教的なことを言いますと、タイミングによっては、この調停委員ではもう考え方も違うということで信頼関係を損ねてしまうことが多々あるんですね。ですから、公平であるということだけではなくて、やっぱり信頼関係を当事者と築くための努力・工夫が、調停の初期段階では重要なことだと私は感じています。

ですから、しゃべるよりも聞き、その中で、聞くだけではなくて、本音はどこにあるのかということもやっぱりじっくり考えながら、真の問題を探っていくという過程が一番重要ではないかなと思います。

とは言っても、話を二度、三度聞いておきますと、どうしてもやっぱりいろんな理由で、この当事者はどうしても調停では合意できないなという、そこらの見きわめもやはり立てないといけません。何回続けても結局平行線だという方もやっぱりいらっしゃるんで、やはり調停の限界というか、合理的に進めるという意味では、終わりどころもきちんと考えながら、もちろん審判官とも評議を進めながら、終わるところはきちんと終わるというふうなことを心がけています。

さきほどと同じですけども、やはり調停というのは、双方が出てきて、これからの将来の生き方について、お互いが満足できるところを見つけていただくことに我々が協力するということに主眼がありますので、あまり浮気の実事がどうだとか、そういう事実の究明とか、

そういうことについては、調停の場ではあまり追及はしない。むしろ、これからどうやったら一番双方にとっていいかということを中心に話を進めてまいります。

それと、もう1つ、話はちょっと変わりますが、その調停の場で、どちらから、話を進める上で、この点についてはどうしても相手と直接同席でフェース・トゥー・フェースで話したいということを要求する場合があります。それをしないと次のステップに進めないという場合もあります。その内容につきましては、例えば別居した後、その間連絡が全くなく急に離婚調停が申立てられたので、相手の真意が何なのか、一応確認したいとか、いろんなケースがあります。また、同席調停を一方が要求する、タイミングも、最初の期日にそれを迫ってくる当事者もいるし、いろいろですけれども、一応我々としては、原則は別々に調停で話を聞いて、問題点をきちんとつかみながら進めるというのが一般的なやり方です。もっとも、状況によっては、具体的な話で、これをきちんとここでお互いに話し合えば、次のステップで結論が出るかもしれないと考えられるとき、あるいは、逆効果はないだろうというような判断が出来る場合には、審判官とその旨評議をします。当然ながら、同席調停の是非は重要な進行上の決定ですから調停委員会で了解を取った上で、実施をするということです。フェース・トゥー・フェースの話し合いをしたことによって、一方がいろいろモヤモヤ考えていたことが踏ん切りがついて、じゃあ、離婚をもう決心しますとか、そういうふうな次のステップに進むことは多々あります。そういうことで、そのタイミングをうまくとらえながら、同席調停はやっていくようにしております。

社会がどんどんこういうふうに変化していくと、考え方、生き方とかがいろいろ変わってきます。したがって、例えば、特に若い世代の離婚の問題、子どもも含めた離婚の問題とか、熟年の離婚調停とかいろんなケースがありますから、一概に当事者同士が合意したのならそれでいいとは言えません。子どものことは若干心配で、子どもの福祉はいいのかなという心配があっても、それはそのまま合意が済んだら認めるというやり方もあるし、どう考えても、やはり子どものことについては、もう少し再考したほうがいいんじゃないですかというような場合は、やっぱり我々の意見としてはきちんと、強制はできませんが、意見として申し上げます。それと、親類だとか、友人だとか、そういうことで、もう一度相談してみたらいか

がですかというようなアドバイスもします。

それと、熟年の場合は、20年、30年一緒に生活した後での、退職後の離婚ということで、場合によっては、話を聞けば聞くほど、その長い人生の間の恨みつらみでどうしても離婚するという一方と、経済的にはもう年金だけしかなく一緒に生きて行くしか手立てがないという非常に現実的な主張をする他方との間で話し合いが対立したまま解決の方向が見出せないなど双方とも熟年である故に深刻なものがあります。こういう場合は、どちらかということ、事実関係をよくじっくり私どもが聞いて、やはり離婚すればこういう無理があるんじゃないですかとか、できることとできないことと、我々が考えられる事実をいろいろ述べて、最終的に決定するのはあなた方ですよというような形で、要するに、ともに我々も当事者と一緒になって考えていくという姿勢で、臨んでいます。

(休憩)

調停の現実の場面というものは、そういう一端をご説明しても、なかなかご理解いただきにくい部分かなと思います。特に、公平性を最も我々は意識しているということと、まさに実質的な話し合いができる場として、どのように当事者の参加意欲を盛り立てるか、そして、話をどう詰めていくのかということについて、一番配慮していることとございますけれども、今の調停委員の説明等について、ご質問、あるいはご意見をいただければありがたいと思います。

大変ご苦労されている事情がよくわかりました。私も調停委員の方って大変なんだろうとかねてからそう思っていたんですが、お話を伺って、いろんな工夫をしながらおやりになっているというのがよくわかりました。

それで、私が心配に思うのは、自分の置かれている事情というのを十分表現できないという人がいますよね。どうやってその人の本当の姿をうまく引き出してあげるかということは、ものすごく重要なことだと思うんですけども。例えば、ご夫妻のうちどちらかは、自分を表現するのが非常にうまくて、割合自分の事情というのをうまく主張できる一方で、もうお一人の方が自分の考えを外に向けてうまく表現したり主張することが苦手だったり、また、そういう訓練もされていないというケースもあると思います。最初からご夫妻のコミュニケ

ーション能力において非常に較差のある形で相談に来られることもあるだろうと思うのですが、そのときに、どうやって同じくらいの情報量を引き出すかというのは、とても工夫の必要な、ご苦労のあることだと思うのです。しかし、それをまたやらなければ、結果として、どうしても公平な調停ができないということになるのだろうと思うのです。

したがって、例えば、代理人をつけてそこをサポートしてもらおうとか、何か工夫をしないといけませんが、どうしたらよいか分からなかったり、経済的にも代理人をつけるとお金がたくさんかかると躊躇して、なかなかつけれない。そうすると、自分のことについて十分な事情を説明できないまま、最終的に較差が残り、後で見ると、「あ、不公平に扱われた」と、自分が十分情報を提供していないのに、結果がそうになると、そういう思いだけが残るということがあるだろうと思うんですが、その辺、どうなんですかね。

私の経験から言うと、そういうケースは非常に多いです。ただ、必ずしも男性のほうが雄弁ではないという、逆の場合もあります。調停は、そういうことがかなり長いこと家庭で話し合われてきたことの延長ですから、それをもう熟知の上で、裁判所に出されたペーパーの中で、男性は非常に説明力があって、うそも含めて話がうまいから、そこはよく見てくださいよとか、そういうことまで言われることがあります。だけど、実際には、1度ではわからないとしても、2度、3度、じっくりこちらが聞いていると、やはりどこが本当なのか、どこがお互いの一番問題なのかというのは、例外もありますけれども、ある程度わかってきます。そこをむしろ一番大事な、つかみたいところというふうに思いながら集中して、調停を進めるよう心掛けています。

今述べましたように、たくさん件数をしていきますと、何となく勘が働く部分があるんです。で、勘だけに頼っていたのではいけないので、やはりじっくり話す方、じっくり考えてお答えを出すような方には、もしここで言い漏れとか、お話しし足りないことが多分あると思うから、家に帰って、次回までにメモでもいいから書いてきてみてくださいとか、こういう点をもっと考えてほしいということは、文書にして出してくださいとか、そういうお願いもいたしております。本当にその方がどこまで言いたいのかということをつかまなければいけないので、そういう話もしております。

本当に調停委員の方々は、とにかく来られた方々に耳を傾けるということにすごく心を砕いておられるなということが伝わってまいりましたので、大変なお仕事だなというふうに改めて感じました。

それで、時間配分ということにかかわりまして、交互に面接するということですが、時間帯としては、一定の同じ時間をお話伺って、じゃあもう一方の方をという形で、一応時間で区切っていらっしゃるということなんでしょうか。と申しますのは、同じ一定の時間でも、そこで語られる量というのは人によっても違うと思いますし、本当にとつとつとしか言葉にならない方もいるだろうし、その一定の30分とか20分とかの時間の中でどれぐらいのことがそこで表現できるだろうかということもあると思いますし、そこで一定の時間の中でお聞きになっておられる調停委員の方が得られる情報量というのも、やはり違ってくると思うんですね。そうした場合に、今のメモなどで次回までにご用意をという話もありましたけれども、その1回の中で、お話しくださる方の語り口などによって、ある程度の時間の裁量なども、その場でご判断の上、多少の時間の長さが後の方と違うみたいなこともあるのでしょうか。

確かに、話の内容によってはずれることがございます。初回は申立人がいろいろ自分で申し立てた理由を縷々延々と言いたくなるわけです。で、私どもは、事前に申立書を拝見していたり、ある意味で資料をいただいておりますので、骨子はつかんでいるようにしていますですね。そのときに、申立人が長々と話を続けるときに、「お話し中で失礼ですが、あなたのおっしゃりたいことはこういうことですか」という、そういうような区切りをしながら、例えば、20分で収めなければと思うと、なるべく20分以内になるようにして、あまり長くなりますと、「相手の方も同じように公平に伺いたいので、また次に伺いますから、しばらく待ってください。今度は向こうから聞きますから交代してください」と、そこでちょっと区切ってしまいます。で、また、次にお入りいただき、相手方から聴いた話によって展開がちょっと変わってきます。そうこうしているうちに、自然に割合公平な時間帯をつくれるようにはなっております。ぴっちり20分で、もう1、2分も狂わずというようなわけにはまいりませんけれども。

そういう配慮をして、おおよそバランスを失しないような工夫はしていますが、やはりそれでも十分自分の思いを述べるできない方もおられまして、それは、いろいろ不安定な状況にあったりすることもあるわけです。そういう場合は、ケースによっては調査官の調査をして、調査官がその当事者に意向をお伺いし、それを調停委員に提供して、さらに踏み込んだ話を進めていく場面があるのですが、その関係を調査官から簡単に説明していただけますか。

やはり当事者によっては、調停という場面では非常に緊張してしまったり、あるいは、そもそもここに来る前の激しい紛争の中で、精神的にもう参っているという方がおられます。そういう方は、やはり合理的にご自分の主張を調停という場でなかなかしにくいところもありますので、そういった場合には、調査官が「期日間に一度お目にかかって、少しゆっくりとお話を伺わせていただけませんか」というような働きかけをいたしまして、期日間に調査という形でお話を伺って、それをまた調停委員会に報告することしております。場合によっては、「次回の調停期日に調査官も出席いたしますので、あなたが十分説明しきれないときには、こちらのほうからも説明を加えさせていただきます」というような形で援助といえますか、関与しております。

一方の話を聞いているときに、待たされる他方の側は、どういう場所で、どういう環境で待っているのでしょうか。というのは、一方が中で調停委員と話している間は、いろんな複雑な気持ちで待っているだろうと思うのですね。そうすると、もしかしたらいろんな疑心暗鬼になって、調停委員の公平性に対し疑心暗鬼になったりして、本当は公平なのに、不公平じゃないかという方向に行ってはしまわないだろうか。待たされる環境が影響しないだろうかという、そんな疑問があるのですが。

まず、待合室というのは、一応申立人側と相手方側の待合室というのが本館の4階と新館の1, 2, 3階の両方にあるんですね。ですから、我々と話している間は、その相手の方はその待合室で待っていただいています。時間の配分との関係で、最初に公平に半分ずつ聞きますよと言っておきながら、結果的にはものすごく待たせたということもあり、それはもう入ってきた雰囲気でもわかることもありますし、そういう場合には、なぜそう伸びたかという

ことはきちんと説明します。事前に、今日はこちらからこういうことについて話を聞きたいので若干長くなりますよということを待つ相手方に言えれば一番いいんですけども、結果的に待たせたときには、そういうことも言います。

それでも、やっぱり今おっしゃったような疑心暗鬼というか、何を話していたんだろうと非常に気になると思うんですね。だから、入って来られた段階で、私どもがどういうお話をしたのかとか、場合によっては、我々がとる記録なんかを何となくのぞき込むとか、非常に記録をたくさん多く書いているのは何ですかとか、という形で非常に神経質になっておられるから、それをやっぱり理解してもらおうような配慮は、もちろんケース・ケースでいろんな場合がありますけれども、最大限努力はしているつもりです。

待合室というのは、申立人側の部屋と相手方側の部屋と分けていますが、個々の当事者の方の個室ではないわけです。ですから、そのフロアである10件ぐらいの事件の、例えば、申立人の方々が入る部屋がありますから、他の人たちと一緒にその部屋で待っているという環境ではあります。その辺の工夫が必要だというのが、おっしゃりたい点だろうかと思いません。

お二方の調停委員のお話をお聞きしますと、非常に専門性の高い、あるいは、経験も要するお仕事とっていいのかもしれない。医療とか、心理士とか、調査官も含めて、専門職という肩書を持ちますけれども、調停委員という人たちは市民であり続けるわけで、実際当事者でやられていて、本当は専門官が必要なのではないかなという気がしますがその点のご感想など聞きたいんですが。

非常に高度な専門性を要する仕事をされているように思うけれども、現に担当してどのような感想をお持ちでしょうかと、こういうことでしょうか。

確かに専門的な知識が非常に必要になってまいります。私どもは専門職ではございませんので、常に研修会とか勉強会というものを通じて、個々にその都度いろんなテーマを決めて勉強したりしています。また、裁判所には技官や調査官もいらっしゃいますので、常にそういう方と連携をとりながら、この内容はこういうことだけれども、この先の進め方はどうしましょうとか、常にそういう方と相談しながら、欠けている知識の部分は補っていただきな

がら進めております。

具体的な場面では、調停委員同士の間で意見交換をしながら、そして、さらに裁判官を交えて、対応についての意見交換をし、また、調査官のアドバイスを受ける形でやっているのです。そして、その調停委員の基本的な力の問題については、研修を行っている。こういう状況でございます。

調停でも、子どもの件とか、財産分与の件とか、いろんな問題があると思うんですけども、ご自身が今まで経験をあまりしていないようなことですか、そういったことがあった場合には、その調停委員の中で、よりそのことに詳しいといいますか、専門的にそのことにかかわってきた方が対応されるという配慮はあるんでしょうか。

もっと具体的に言いますと、例えば、財産分与であれば、より実際の経済的な部分や会社なんかでいろいろと経験をされてこられた方であるとか、それから、子どもさんの関係で言えば、そういう方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、皆さんが本当に子育てを全うされた方でなくて、子どもさんがいないとか、あるいは、子どもはいるけど、実際には仕事の関係で、あまり子育てに従事しなかったという方も中にはいられるんじゃないかなと思うわけです。そういう調停の事案に応じてどなたが担当されるかというのは、調停委員の中でより具体的に精通した方がなされるようになっているのでしょうか。

調停委員を指定する、ある事件にこの調停委員を指定するのは、裁判官の仕事です。裁判官は記録を読んで、これは外国人の人の事件であるとすると、例えば、外国語が得意な委員を指定する。それから、財産分与ですと、弁護士の調停委員をお一人お願いしたほうがいいとか、土地の分け方が問題の遺産分割ですと、不動産鑑定士の委員を1人お願いしたほうがいいというように事件を見て調停委員を指定しています。

事件を受けた段階で、その紛争がどういうものであるかということを見立てをして、それを踏まえて、それが子どもの問題についてであれば、子どもの問題に非常に経験の深い方をお願いすることもありますし、そういう工夫をしているということです。

この協議離婚、調停離婚、裁判離婚という分け方に関してですが、医療から見ると、階層制の診療システムがあるわけです。一次救急、二次救急、三次救急、また開業医から二次病

院とか基幹病院というようにだんだん専門性を高めていくシステムがあるわけですが、それと同じように、調停がより困難な人たちには裁判官が専らかかわるのがよいのかどうかという、手順を踏むことがよくわかりません。つまり三次救急が必要な人を一次、二次なんかで診察するよりは、三次救急に行けばいいのです。先ほども、代理人である弁護士がもう調停をしないで先に行かせたいというようなお考えもあるといわれました。

それから、審判、裁判に行った場合に、調停委員は離れるわけですね。これもよくわからない。調停モデルといいましょうか、裁判モデルと調停モデルって何か違うように感じるのです。調停モデルというのは、対人サービスといいましょうか、信頼関係だとか、コミュニケーション能力などによって、それは裁判が別に進行しても、そういう支援は必要に思います。階層制のシステムなのか、医療モデルと異なるのか、あるいは支援にも専門性が必要ではないのかと思うのです。ボランティアである市民を排除するというわけではなくて、市民感覚も必要だと思えますけれども、その大切なスキルがもっともっと蓄積していくという意味でも、専門職の養成というのは必要なのではないか。

また当事者から見て、協議離婚、調停離婚、裁判離婚というものの利用性による区分がよくわからないという感じがします。

制度的なお尋ねと理解しましたけれど、協議離婚はだれでもできるということですが、裁判離婚につきましては、日本の今の法制では、調停が功を奏しない場合に限る、「調停前置」と言っていますが、調停を必ず経過してこななければいけない仕組みになっており、その意味では、二次的な所にあるということになります。その原理は、調停は話し合いによる納得の上で、当事者が合意して解決する仕組みであります。裁判離婚は通常の裁判と同じですから、証拠調べをして、裁判官として、当事者の意思によらないで別れさせることが相当かという判断をする。あるいは、親権者はどちらが相当かという判断をする。こういうのが原理でございます。

ただ、裁判の手續に進んだからと言って、話し合いの余地はないわけではありませんで、その段階でもう一回調停をやってみようということで、調停に回される場合もありますし、和解という形で裁判官が直に入って話を進める場合もあるということで、多少原理は違い、

階層は分かれています、その間の往来はかなり弾力的に運用している、そういう仕組みになっていると思っております。

話し合いには専門性はやっぱり必要ないと感じますか。

どの段階の話し合いですか。

つまり、調停は話し合いが専らであるといえますか、そこを担う人は、何か専門官が必要に思うのですか。

裁判官と調停委員 2 人による調停委員会が担っている、核になっていまして、そこに常に専門性を求めるという仕組みではないと思います。もちろん、国民の良識と言っても、これは社会経験に裏づけられた良識ですから、それなりの蓄積ある方々のアドバイスという意味において、人生経験豊富な方の意見であるわけですが、原則はそういう方たちの意見を踏まえて、裁判官が法的な枠組みについて逸脱していないかをチェックしながら調停案をまとめていくという原則です。

ただ、それでも非常に当事者の特質、性格的な問題、あるいは状況の問題等から見て、かなり専門的なアドバイスが必要なケースについては、調査官がサポートし、調査官のアドバイスを受けることがありますし、ケースによっては技官のアドバイスを受けることもあります。

例えば、現実わかりますけれども、さらにそういうものを特殊な集団をつくる必要はないとお考えですか。

裁判では、裁判官だけが単独で調停を行うことがあります。これはまさに法律的な視点だけで進めれば足りるという、人間関係の調整は少ないと思うケースでは裁判官が調停をする場合がありますけれども、今ご指摘のような、調査官が専らに調停を担っていくということ、あるいは、技官が担っていくという仕組みは、現在は予定されていないです。

そうすると、弾力的な運用で、それは現実には破綻していないということでしょうか。

と理解はしています。ただ、弁護士が弁護士の仕事を続けながら、週の 1 日だけを調停担当裁判官と同じ立場で関与する、これを調停官というふうに言っておりますけれども、民間の良識を弁護士としてお持ちになった上で調停を担っていく、こういう運用が今進んでおりま

して、横浜家裁では3名の方をお迎えしているのですが、これが今までの裁判官を核とする調停の少し新しいバリエーションかと言えるようなものです。

とにかく、良好な関係でない人たちがみえるわけですね。そうすると、当然、ものすごい不信感だとか、被害感情とか、もろもろの事情が感情的に述べられるわけで、当然ながら、調停委員の方もやっぱり人間ですから、巻き込まれることがあるでしょうね。公平性ということが今話題になっているわけですが、その公平性を保つためには、1つには、相当な力量がないとできにくいであろうかと、本当にご苦労だろうなとお察ししているんですね。

そこで、公平性を保つための何かシステムとしてあるのでしょうか。あるいは、客観性を保つためと言ったほうがいいかもしれませんね。これは1つには、専門家の関与と連携というのが、調査官や裁判官がいらっしゃるわけですが、ある場合にはドクターの関与が要ることだってあると思いますね。精神科のドクターとか、あるいは、あるときには、もう少し経済的なことをきちんと把握できるような知識を持っておられる方が必要な場合もありますね。こういった専門家の関与はどの程度なさっているかをお伺いしたい。それから、これをするために、調停というのは何回か、平均5回とかいろいろありますが、その行われる前のインテーク段階である見当をつけたとしても、途中でまたそれが、この問題の本当のネックは何かということ、あるいは、途中で非常に進行がぎくしゃくするという場合とか、いろいろあるわけで、システムとして、1回の調停を貴重なものとするためには、前後に協議会というんですか、打ち合わせ会といいますか、あるいは、チェックをする会というんですか、そういったことがどの程度の形として行われているのかお伺いしたいと思います。

なかなか難しい質問ですが、いかがでしょうか。

まず公平性を保つためのシステムといいますか、初めにかなり紛争性が激しい、もう本当にどろどろした状態になっているという事件だということが、事件受理の段階の情報からわかった場合には、初めから調査官が調停に関与するというインテークを行っております。調査官というのは、調停委員会のメンバーではないんですが、メンバーではないというポジションで関与することによって、調停委員会の動きというものをやや客観的に見ることができます。当事者と調停委員会の関係がどうなっているだろうか、ちゃんと当事者の主張を受

けとめているだろうかということ、メンバーではないというポジションにあることによつて、かなり観察することができるかなと考えております。

それは、調査官が調停の場に立ち会うということです、具体的にはですね。

一方、初めの情報、初期情報からそういうことがわからなかったという事件もございます。その場合には、調停委員会から、途中で調査官に関与を検討してほしいというような連絡を受けます。それで、すぐその場で控えの調査官が駆けつけて、関与の有無を検討して、そこで必要があれば、そのときから関与をするというようなシステムを用意しております。

調査官の関与はそういう形ですが、大きな意味での公平性を担保する仕組みは何かということになると、これはやっぱり裁判官の臨機応変な関与ということになるだろうと思います。後ほどご紹介しようかと思っていたことなんですが、裁判官が常時同席するわけではありませぬけれども、節目節目に調停委員と進行方法について打ち合わせをしながら、その方向性についての確認をして進めています。その中で、今の調査官の専門性を生かす必要があれば、そのような方向を求めていくことになるし、あるいは、調停委員についても、その事案の進展によって、より専門的な経験をお持ちの方を必要とする場合は、さっき出た不動産鑑定士とか、もちろん弁護士とか、そういう方をさらにつけ加えてお願いすることもあります。システムというと、内部的なシステムではありますけれども、そんな形で担保しようとしているということでございます。

調停委員でもあり、弁護士でもあり、事件をやっております、非常に残念だなと思うのが、離婚事件の場合、よく妻が生活費をもらっていない場合があるわけです。それで、生活費はくれない、女はつくっているとか、乱暴するとか、いろいろ離婚事由として申し立てているわけです。その中に、本人は離婚のことだけで手いっぱいですから、別に生活費について請求するという申立が別の事件になるということは、一般の人は知りません。つまり、家庭裁判所では、生活費をくれないというときは、離婚とは別の事件なんですよ。これを一般の人は知りませんから、ただぼーんと言ってきて、そして、長い間調停で、例えば6カ月とか10カ月経ってしまう。で、我々のところに相談に来たときに、もう生活費が全然なくて本当に困っちゃっていますという話を聞いて、どうしてそれを調停のときに言わなかったん

ですかと言ったら、ずっと離婚の事由の中に言っていますということなのです。調停委員は何と言いましたかと言うと、調停委員は向こうの人に聞いてみますと。ところが、聞いても、払いたくないそうですという返事でそれで終わっちゃっているんですね。だったら、そこでもう一言、受付に行って、印紙代をほんのちょっとだけ張ればいいわけですから、別の事件なんだから、別の申立をしてくださいと教示してもらえば、そこで婚姻費用分担という事件番号がつくわけです。そうすると、仮に離婚の話し合いがつかなくても、生活費が絶対嫌だと男が言っている、審判で絶対出ちゃうんですね。しかも、昔は破産しちゃうと、全部破産の債権でしたが、今は法制度が改正されて破産しても給料から取れるようになっているのですから、ちょっと一言、調停委員が気を回してくださるといいなと思います。ただ、それが公平性という形でおっしゃっていただけないのかがちょっとよくわからないんですけども、私はそれは不親切だと考えているので、だから、それが専門性なのか、あるいは、そこを言うのを裁判所はどういうふう考えているのか、よくわからないんです。

調停中に、生活費の話題が出ると、事件をもう一つ申し立てたらどうですかと言う説明をして、途中から婚姻費用分担の事件というのがもう一つ加わるということはよくあることです。

当事者が窓口に来て、申立書提出に際し生活費のことを言っていれば、窓口ではもう一つ事件を建てないといけませんよという話はしていると思います。

離婚の申立書の書式の中に「生活費として 円支払う」という欄がありますので、ここに書いていただきますと、「もう一つ申立てを追加しますか」とお尋ねすると思います。

この話もまだまだきつとおありだと思っんですが、こういう調停の中でいろいろな問題、本当に専門的な紛争もあるし、なかなか解決にたどり着かない紛争もあるし、それを調停委員を軸にして、裁判官、調査官、技官、力を合わせて解決にあたっているわけなんですけど、それでは、アウトプットの部分、終わった段階で、その話し合いがうまくまとまっているのか、それとも、期間の問題はどうなのかという問題が出てくるのだらうと思います。

ちょっと話題を次に移させていただきたいのですが、お手元の資料にありますように、時間の問題については、トータルの解決時間についての問題意識と、それから、期日を重ね

る場合のインターバルの長さについての問題と2つあるように思います。この現状を、これもいろんな事例の集積の合計ですから、いろんなケースがあるということを前提にした上でのことですが、県民の方々はどう見るだろうかということをお伺いしたい。家裁ってどういう努力をすべきだということをお考えなのか、伺いたい。

それから、その結果についても、話し合いがまとまったのを「成立」というふうに言っているわけですが、成立している事件の比率が5割に達していないのです。それ以外に、「取り下げ」というものもあって、その中には実質的な解決がついたというものもあるわけですが、この結果をどのようにご覧になるかということをお伺いしたいと思うんですが、何かこの関係、特に成立の関係で、裁判官から何か補足する点はありますか。

成立率が4割ぐらいで、あと、取り下げという類型がありまして、これは30%近くあるんですが、どういう内容が多いかと言いますと、調停をやって、何とか離婚しないで頑張っでやり直してみますとか、また、調停に来て、話し合いが進み、別に調停という形でまとめていただかなくて結構です、協議離婚したので取り下げますということもございます。

取り下げの内訳をきちんと調査したわけではありませんので、感覚的なところがあり、うまく話がついたから取り下げになっているというのはどれくらいあるかは、かなり主観的なものがあります、我々として、だからいいじゃないかというつもりはありませんけれども、期間の面と成果の面と、どのようにごらんになるのでしょうかということをお伺いしたいと思うんですが。

一たん取り下げた方たちで、しばらくの期間を置いて、再度、やはり調停をお願いしたいというような形で申し出てくる方はどのくらいあるのでしょうか。

相当多いです。1回調停を利用すると、やっぱりここほど聞いてくれるところはないという思いでしょうか。何度もいらっしゃる方が多いのが実情です。

ということは、一度調停という場を経験すると、ここでいろんなことが相談できるというふう実感して、何かあるとまた相談を持ちかけるということになるのかなと思います。そうしますと、最初の議論の中で、裁判所にまず足を向けようとしても敷居が高いんじゃないかという市民の意識があるけれど、こういうようなサポートとか相談ということが具体的に

行われているんだということが広く市民に知られていくようになれば、また裁判所にちょっと相談してみようかなという方がもっと増えるのかなと感じました。

どうでしょうか。今の結果の現状をどう評価するかということですが。

実際に調停にかかわった弁護士から聞いた話で、かなりの多くの弁護士がおっしゃる話として、非常に限られた時間で事案をどんどん裁いていかなければいけないというか、そういうことで、もう見ていてかわいそうだと、忙しくてですね。それで、もしそういう時間的な制約で、どのぐらいの時間でどんどん結論を出していかなきゃいけないという、ある程度こういうノルマと言うと語弊があるんですが、そういうものというのはやはりあるんですかね。この事件はこのぐらいで結論を出さなければいけないとか、あるいは、抱えている案件は大体このぐらいの時間でちゃんと裁いていかなきゃいかんとかという。

私からご説明しますと、ノルマはございません。

ノルマと言うと、ちょっと言い過ぎかもしれませんがね。

しかも、期間について、どの時期にこの事件を終えなければいけないということはありません。まさに事件のそれぞれの様相によって、その必要とする時間は違いますが、先ほど来出ている当事者の個性にもよりますし、紛争の深さにもよります。ですから、じっくり聞かすべき事件はじっくり聞かなくてはいけないし、しかしながら、養育費のように、もう生活が困っている、早く結論を出してほしいという要請がある事件は早くしなくてはいけない。こういう事件から来る要請は十分踏まえなければいけないと思っておりますけれども、それを超えたところに、いつまで終えなければいけないとか、何件終えなければいけないとか、これはありません。現在では、そういうことを意識しないでやっついこうと考えているところ

です。

こういう家事の事案というのは、さっき調停委員の方がおっしゃっていましたが、お互いの信頼関係とか、十分コミュニケーションを通わせて、的確にその人の状況というものを把握して、それで話し合いを進めていくということが非常に大事だと思うんですが、何か時間的な制約を多少意識して、どんどんたまってはまずいので、やはりある程度早く結論を

出してあげようということがあるのではと思います。それと、一方では早く結論を出したいという立場を主張する人と、他方ではもっとじっくりやりたいという人があるでしょうけれど、そのときに、何か1つのシナリオというか、仮説といいますか、非常に危険なことではあるんですが、早く裁いていくためには、どうしても限られた情報をうまく継ぎ合わせて、多分こうだろうという一定の仮説をつくって、早く結論をとという多少そういう傾向が、案件が増えてくると、どうしてもそういうふうの流れでいく危険があるということを指摘している弁護士がいました。そういう意味でも、早く体制を、事案の増えていくものに合わせて体制の整備を急がなければいかんということが心配されている方がいます。

それから、もう1つ、非常に豊富な経験が求められる仕事だと思うのですが、家庭裁判所の裁判官というのは、家庭裁判所の事案に適性能力があると見てちゃんと選んでおられるのか、そうではなくて、昇進の過程で、たまたま家庭裁判所の裁判官になるという運用をされているのか。何か多少そういう傾向があるのではないか。要は、裁判所の性格、役割、事案の内容によって、最も適性のある経験その他から見て、そういう人が裁判官として裁いておられるという形で必ずしも人事運用されていないのではないか。言ってみれば、キャリアで、エースで、早く裁判官になり、家庭環境その他恵まれた条件の中で、そういうどろどろした経験もないし、そういうことについても情報も十分持っておられない、そういう方が裁判官になって、適正な裁判ができるんだらうかということを心配されている弁護士がいらしたんです。弁護士は、いろんな事案にぶつかって、さまざまな事件をご自分でいろいろ話を聞きながら、まさにその人の事件の中に入り込んで、どっぷりと漬かって、当事者と同じ立場でいろんな情報を得て、闘っていくわけです。したがって、裁判官に比べると、はるかに豊富な情報と経験を持っておられるわけですから、さっき委員長がおっしゃったように、そういう人を調停官に運用していくというような道が、私も実はその推薦委員のメンバーですが、なかなか手が挙がってこないのが困っているんですけども、本当にそういうのをもっとどんどん増やしていかないといけないんじゃないかなと。もっと人生経験の豊かな、さまざまな情報に触れた、そういう人が裁判官になって家庭の事案というのを裁いていく必要があるのに、それがどうも裁判官の人事運用というのは、必ずしもそうになっていないのではないか

ということをおっしゃっていた弁護士がいたんですけども、その辺よくわからないので教えていただきたい。

2つありますので、最初の仮説を立てて進めていくのではないかというあたりは、調停委員に伺ってみたいと思いますが、何か時間を設定し、事案の見立てを早くして、事件の解決にあたっているのではないのでしょうかというご質問について、どんな実感でしょうか。

先ほどからいろいろお話を伺っていますと、ノルマがありそうだとか、何回で終わらなければいけないんじゃないかというような規制があるのではないかとおっしゃっていますけれども、全くないんです。

同じ離婚事件でも、当事者によって中身がもう全く違います。全然違います。ですから、よく私どもは、何年やっても 私は17年半ぐらいになりますが、何年やっても、来る事件はもう全く新しく白紙からやらなければと思っています。昔やったのと同じ事件なんて一件もないんです。ですから、そういう意味では、この事件については、今ここまでお話が進んでいるけれども、まだこの段階では結論が出せないとか、それから、もっとこの辺を詳しく聞かなければいけないとか、収入の調査をしなればいけないとか、いろいろあります。

で、先ほど、調停委員がなかなか気がきかないで、離婚の中で婚費も何も聞いてくれないとかおっしゃったんですが、それはまれなケースではないかなと私は思っております。離婚の申立でも、「現在生活費はどうなっていますか」とか、別居したいとなれば「じゃあ、その後はお住まいはどうしますか」とか、必ず聞くんですね。お子さんの学校のこととか、「養育費は大変でしょうから、じゃあ、生活費どうやってもらっていますか。受け取っていますか、振込ですか」とか、いろいろな面で聞いているはずなんです。

そういう話をしながら、ある程度双方が言い尽くしたという気持ちになるところがあるんです。そのときに、「じゃあ、お二人はこの後どうしますか。将来設計はどうなっていますか。じゃあ、大丈夫ですね。こういう決め方で頑張れますか」というようなところに来たときに、終局だと私どもは思っています。

それから、一方、養育費なんかは、やっぱり早く決めなければいけないという問題がございますので、なるべくそれは期間なんて考えずに、あしたでも困る場合もありますから、早

く決められるものは評議をしながら決めるように努力しております。また、遺産分割は、結局最終的には経済的な金銭調整になりますけれども、その前に、やはり感情のどろどろが整理されなければ、絶対そここのところまでたどり着かないんですね。で、物件が多ければ多いほど大変になりますし、当事者が多ければ多いほどもめますので、そういう事件は急がずに、皆さんの意見をじっくり時間をかけて聞いています。長いのは、やっぱり年単位に長くなることもございます。ですから、ケース・バイ・ケースでやっております。

その次の裁判官の問題ですね。これもなかなか難しいご質問ですが、裁判所全体の人事のあり方について、少し流れがあるんだと思うんですが、戦後の早い時期には、かなり専門性といえますか、この人は家裁向きの裁判官とかいう性格づけが、今に比べると強かったのかなという感じがしております。私の主観的感想としてお聞きいただきたいと思うんですけれども。

ただ、その後、やはり裁判官はいろんな事件をみんなができるようにしなければいけないんじゃないか、いろんな事件をまた経験する中で、いろんな経験の幅が広がってくるでしょう、見方が広がるでしょうという時期がありまして、それがずっと続いてきていたんです。他方では、ご承知のように、知的財産の裁判所をつくろうということで、現に立ち上がっているわけですね。これに見られるように、やはりある程度専門家が必要な分野もあるということをもう一回再認識しようという流れが出ているのが最近ではないかなと感じています、一般的には。

では、家庭裁判所についてはどうなのかということですが、やはり家裁の草創期のころは、少年事件であれ、家事事件であれ、非常に長く経験を積んだ裁判官がたくさんおられたということも事実でありまして、それはそれなりのメリットもあったわけです。逆に言うと、非常にそこだけの原理にしか目がいかないものですから、他から見た場合にどうかなと思うような運用もあり得たということがありまして、そこから、やはり今言ったように、ある意味では、いろんな経験をした方を家裁に迎えるというふうになってきたと申し上げていいのかなと思います。

その場合のデメリットは、確かに若い人たちで、人生経験もまだ短いのにわからんだろう

と、こういうご指摘かと思うのですけれども、確かにそういった面はあろうかと思いますが、一番若い世代は少年事件を中心にやっています。少年の問題というのは、少年だけの問題ではなくて、結局、家庭の問題なんですね。多くの方は、家庭の問題を知る最初の機会が少年事件だろうと思います。人生経験は短いなりに、家庭の問題についての問題意識を深めていくことはあるだろうと思います。あとは、当の裁判官がどれくらい人の話を、その人の立場に立って聞く素地を持っているかということになってしまうのかなという感じがするんですけれども、そういう素地があれば、若いころに少年事件を経験し、また、その次のステップである程度経験を積んで、家庭裁判所で家事事件を担当するということについて、それなりの対応をすることは期待できるのではないだろうかと感じております。私自身も、若いころに家庭裁判所で家事事件と少年事件を担当いたしました。それこそ、本当に私より年齢が上のご夫婦の離婚問題に裁判官たちは関与するわけなんですけれども、そのときの自分のことを思い出してみると、やはりそのときに調停委員会を組んだ調停委員の経験というものを、裁判官も聞きながら、法律家として何が言えるかということを考えたり、あるいは、人間関係の問題というのはやはり調査官に関与していただいて、調査官からいろんなことを教わっていくという、こういうプロセスを経ております。裁判官としても、そういう経験を積みながら、若いときは若いときなりに、その姿勢があれば努力して理解に努めていくんだらうなと思います。

そういう裁判官が、ほかの経験を積んでまた家裁に戻ってくるとなれば、いろんな経験に裏打ちされた幅広い視野がついてくるのかなと感じていますので、一概にどういうふうな人事をすれば一番いいのかというのはなかなか難しいので、ある意味では、そういった試行錯誤的な面があるわけですけれども、若いからと言ってうまくないということではなく、それは最終的にはその裁判官が持っている資質に帰着するのかなという感じがしております。私たちとしても、やはり後輩の裁判官に対して、そういった面の指導をしていきたいなと思うし、それは裁判官室の中で経験の幅がありますから、いろいろ議論しながら、若い裁判官のやり方を補っていくこともしなくてはいけないなと考えているところでございます。お答えになっているかどうかはわかりませんが。

何となくこれは議事録にしにくい話なんです、裁判所というのはヒエラルキーというか序列が非常にきちとした格式があって、人事運用も、それに則して行うという感じがイメージとしてあるのです。

本当にそうかどうか分かりませんが、それで今はそういう時代ではなく、その人の適性、能力、経験等を見て、この人はこういう事件を裁くのに非常にいい能力、適性を持っているというのであれば、いわゆる人事上の序列を越えて運用していくことが必要ではないか。

最高裁判所あるいは高等裁判所は別なのかもしれないですが、あとは並列の位置づけとして、そういうふうになっているのですかね。そうではなくピラミッドのようになっていると思うのですが。従って地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所の中でも、それぞれ序列を守りながら、人事運用がなされていて、運用が硬直化し、必ずしもいわゆる適材適所になっていないように思うのですが、誤解かもしれませんが、そうであるとすれば問題があるかなと。

手続的には、制度的には、最高裁があって、高等裁判所があって、第一審として地方裁判所あり、家裁があって、それは案件が違うから分かれている。こういうことになっているわけです。

並列になっている。

ええ、そうなんです。歴史的に、家庭裁判所は戦後生まれた機関ですから、新参者という、平たい言葉で言えば、そういう見方もあることはありますし、もちろん、今委員がおっしゃった見方をする向きもないわけではありません。私は家庭裁判所にいて感じることは、そういう声に対しては、家庭裁判所の裁判官がいい事件の解決をすることによって答えを出そうじゃないかと、こんな思いでみんなやっていこうというつもりでやっているわけなんです。

失礼しました。

いいえ。家裁にいる者としては、これほど役に立っている仕事はないと思うものですから、役に立っている仕事を、やっぱり役に立っている内容として実現するためには何をすればいいかということを考えていきたいな、こんな思いでいるところではあります。

率直な感想として、時間については、解決の機会としては間隔が長すぎると思います。特に子どものことで見ている親御さんのことがよく出られますので、そこら辺は縮めていただ

きたいということです。先ほども調停委員がおっしゃった個別性を強調される一方で、どろどろしたケースとか、そういう言い方をしていますね。医療というと、トリアージの感覚と言いましょか、救急が起きたときに、一番医療が救うべき者という、阪神大震災でもそういう軽症か重症みたいなことをつけて、おそらく現場ではそういうことをされていると思うので、それに対して、どのくらいの調停だったら時間経過を要するのか、という市民へわかるようなものを出していただく時期ではないかなと思います。

医療モデルでいうと、胃潰瘍で入院した場合にはこのくらいの日数があって、これが入院治療方針ということで、入院費をいただくことを説明する義務と責任を負わされています。他の委員もおっしゃっていましたが、密室で行われているために外部から見ていくチェック機構が必要に思います。虐待では虐待防止法案によれば、福祉審議会という存在になり、それが制度に組み込まれています。仕組みとしてそのような外からの市民の参加というものがあるように思います。

それから調停を一度利用すると、その後も調停にいったい来てしまうというお話でしたが、これは救急車の頻回利用と似ています。無料で病院受診できるからという意味での救急車というのは私は反対です。それと似たことが調停委員がなるということは、私としては本意なことです。そこら辺の選別だとか、単に利用率を含めればいいということとはまた違うと思います。あまりアクセスする率を云々するよりも、司法を選ぶ国民は司法を選ぶ、あるいは利用する権利を持っているわけですけれども、そのために啓蒙普及という、知らない人たちはもっともっと司法で守られるということを啓蒙していかななくてはいけないと思います。ぜひ日数・時間のことも含めて、このような委員会の場でぜひ数値を定期的に出していただきたいと思います。私たちの公立病院で言うと、病床利用率だとか、初診での待ち時間だとか、そういう数値化されたものを出すのと同じ意味です。医者 of 怠慢とかいろんなお叱りがありますし、こちらもいろんな釈明はありますが、ぜひ今後もこういう姿勢で続けていただきたいと思います。

調停委員が生活費に言及せず、離婚の話しかしないというご意見はまれかもしれませんが、まれかもしれませんが、そこからやっぱり学ぶ視点を持たない限り、改革はできない

と思います。

反省材料にいたします。

外部から見ていくチェックというのは大事な点だろうと思います。家裁委員会が、ある意味ではそういう機関として設けられていると思うわけでございますけれども、そういったことを意識しながら、家庭裁判所の事件に向かっていかなければいけないんだろうな、こういうふう感じた次第でございます。ありがとうございました。

まだまだご意見をおっしゃりたい方はおられるかと思いますが、予定した時間になりましたので、今日、実はもう1つ、調停について、県民に周知するための工夫は十分かと、こういう柱を予定していたわけですが、ちょっと時間の関係で、これは割愛させていただきたいと思います。

一応今日のところのご意見はこの程度にさせていただきたいと思います。次回を、これまでの流れでいきますと、5月ごろにというふうに考えているんですけども、どのようなテーマを取り上げていくかということについて、ご意見があればお伺いをしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

今、最後に残ったテーマが、4番目の、まだ調停について県民の方々に周知するための工夫は十分かと、こういうことでございまして、十分な利用をいただくための情報発信はできているかという問題なんですけれども、これを含めた形で、少し視点を変えて、家庭裁判所からの情報発信が十分なのか、どういうチャンネルを増やしていったらいいかということについて、今日残ったテーマを含めてご議論いただくことにしてはどうかと思いますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

では、今回はそういうテーマで、きょうの最後の柱も取り込んだ形で進めさせていただきたいと思います。

次回の期日のご相談ですけれども、5月の半ばごろ以降ということで、ちょうど半年ぐらい先ということになるんですけども、5月の19日か26日か、その午後ということで一応考えているのですが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。それでは、5月26日の1時30分からということによろしいでしょう

か。ありがとうございました。それでは、そういうこととして、次回また準備させていただきますので、よろしくお願いいたします。